

2023年3月16日

各 位

上場会社名 株式会社プレステージ・インターナショナル  
代表者名 代表取締役社長執行役員グループ CEO 玉上 進一  
(コード番号 4290 東証プライム市場)  
問合せ先  
役職・氏名 グループ経営統括本部 西田 直弘  
常務執行役員グループ CFO  
TEL (03) 5213-0826  
E-mail [ir@prestigein.com](mailto:ir@prestigein.com)

## (開示事項の変更) 譲渡制限付株式報酬としての 新株式発行に関する契約内容の一部変更のお知らせ

株式会社プレステージ・インターナショナル(本社:東京都千代田区、代表取締役:玉上 進一、以下「当社」といいます。)は、2021年7月16日及び2022年8月17日付「譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」(2021年7月16日付のお知らせを「原開示1」、2022年8月17日付のお知らせを「原開示2」、合わせて「原開示」といいます。)にてお知らせしたとおり、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員(以下「対象取締役等」といいます。)に対して譲渡制限付株式を付与しておりますが、本日開催の取締役会において、原開示にてお知らせした当社と対象取締役等との間の「譲渡制限付株式割当契約」の内容を一部変更する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

当社は、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、2021年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式付与にあたりましては、対象取締役等との間で、原開示の「2. 発行の目的及び理由」に記載された内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しており、過去2回の契約においては譲渡制限期間を払込期日から「当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間」としてしております。

しかしながら譲渡制限付株式報酬制度の目的を鑑み、取締役あるいは執行役員を退任した場合であっても当社グループの常勤職を終えるまで譲渡制限が継続する条件とすることが適切であると考え、過去2回の締結済契約につき契約の一部を変更することといたしました。

## 2. 変更の内容

原開示の「2. 発行の目的及び理由」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

(変更前) 原開示 1 : 2021 年 7 月 16 日付開示	(変更後)
<p>(1) 譲渡制限期間</p> <p>対象者は、2021 年 8 月 16 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。</p>	<p>(1) 譲渡制限期間</p> <p>対象者は、2021 年 8 月 16 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、<u>監査役</u>又は執行役員のいずれも退任する日又は<u>当社グループの従業員（定年後再雇用者を除く。以下同じ。）を退職する日</u>までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。</p>

(変更前) 原開示 2 : 2022 年 8 月 17 日付開示	(変更後)
<p>(1) 譲渡制限期間</p> <p>対象者は、2022 年 9 月 7 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。</p> <p>(2) 譲渡制限の解除条件</p> <p>対象者が、払込期日の直前の当社定時株主総会（対象者が子会社取締役の場合は当社子会社定時株主総会、対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は 2022 年 7 月 1 日）の日から翌年に開催される当社定時株主総会（対象者が子会社取締役の場合は当社子会社定時株主総会、対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は 2023 年 6 月 30 日）の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了</p>	<p>(1) 譲渡制限期間</p> <p>対象者は、2022 年 9 月 7 日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、<u>監査役</u>又は執行役員のいずれも退任する日又は<u>当社グループの従業員（定年後再雇用者を除く。以下同じ。）を退職する日</u>までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。</p> <p>(2) 譲渡制限の解除条件</p> <p>対象者が、払込期日の直前の当社定時株主総会（対象者が子会社取締役の場合は当社子会社定時株主総会、対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は 2022 年 7 月 1 日）の日から翌年に開催される当社定時株主総会（対象者が子会社取締役の場合は当社子会社定時株主総会、対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は 2023 年 6 月 30 日）の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、<u>監査役</u>又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、<u>監査役</u>又</p>

<p>時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は本役務提供期間開始日を含む月）から当該<u>退任又は退職日</u>を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。</p>	<p>は執行役員のいずれも退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（対象者が当社又は当社子会社の執行役員の場合は本役務提供期間開始日を含む月）から当該<u>退任日</u>を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。</p>
--	--

### 3. 変更時期

2023年3月下旬に、当社と対象取締役等との間で変更契約書を締結いたします。

以上